

水道工事標準仕様書

2 0 2 4

寝屋川市上下水道局

目次

第 1 章	総 則	
第 1 条	適用範囲	1
第 2 条	用語の定義	1
第 3 条	受注者の責任と義務	1
第 4 条	承認の指示等	1
第 5 条	関係書類等について	2
第 6 条	市民との連絡	2
第 7 条	敷地その他土地の使用	2
第 8 条	現場代理人等	2
第 9 条	工事の中止	2
第 10 条	施工計画	3
第 11 条	試掘調査	3
第 12 条	工事写真	4
第 13 条	作業時間	4
第 14 条	受注者相互の協力	4
第 15 条	施工管理	4
第 16 条	現場管理	4
第 17 条	工事検査	5
第 18 条	保安点検	6
第 19 条	工事公害の防止	6
第 20 条	緊急時の処置	6
第 21 条	損害賠償	7
第 22 条	工事着手	7
第 23 条	個人情報保護	7
第 2 章	材 料	
第 1 条	材料の規格	8
第 2 条	材料の検査	8
第 3 条	合格品の保管	8
第 4 条	材料の搬入	8
第 5 条	運搬、保管	8
第 6 条	保管、使用材料状況の把握	8
第 7 条	損傷時の処置	8
第 8 条	石材及び骨材	8
第 9 条	モルタル用材料	8
第 10 条	生コンクリート	9
第 11 条	木材	9
第 12 条	鉄筋	9
第 13 条	水道用品規格	9

第 3 章	管 布 設 工 事	
第 1 条	施 工 一 般	10
第 2 条	一 般 事 項	10
第 3 条	掘 削 工	10
第 4 条	覆 工	10
第 5 条	残 土 処 分 ・ 廃 路 盤 材 処 分	10
第 6 条	水 替 工	11
第 7 条	ダ ク タ イ ル 鋳 鉄 管 の 取 扱 い 及 び 運 搬	11
第 8 条	水 道 用 耐 衝 撃 性 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管 の 取 扱 い 及 び 運 搬	11
第 9 条	水 道 配 水 用 ポ リ エ チ レ ン 管 の 取 扱 い 及 び 運 搬	11
第 10 条	弁 類 の 取 扱 い 及 び 運 搬	12
第 11 条	管 の 据 え 付 け	12
第 12 条	管 の 接 合	12
第 13 条	管 の 切 断	17
第 14 条	既 設 管 と の 連 絡	18
第 15 条	既 設 管 の 撤 去	18
第 16 条	不 断 水 連 絡 工	18
第 17 条	離 脱 防 止 金 具 取 付 工	19
第 18 条	異 形 管 防 護 工	19
第 19 条	埋 戻 工	19
第 20 条	伏 越 工	19
第 21 条	鉄 管 防 食 用 ポ リ エ チ レ ン ス リ ー ブ 及 び 溶 剤 浸 透 防 止 ス リ ー ブ 被 覆 工	19
第 22 条	管 明 示 工	20
第 23 条	明 示 シ ー ト 工	20
第 24 条	給 水 切 替	20
第 25 条	仮 設 工 事	20
第 26 条	水 圧 検 査	21
第 27 条	鉛 管 改 修	21
第 4 章	道 路 復 旧 工 事	
第 1 条	準 備 工	22
第 2 条	路 盤 工	22
第 3 条	表 層 工	25
第 4 条	歩 道 コ ン ク リ ー ト 平 板 舗 装 工	25
第 5 条	砂 利 道	25

第 5 章	安 全 管 理	
第 1 条	一 般 事 項	26
第 2 条	安 全 管 理 体 制	26
第 3 条	安 全 教 育	26
第 4 条	住 民 へ の 広 報	26
第 5 条	安 全 管 理 パ ト ロ ー ル	26
第 6 条	材 料 置 場	26
第 7 条	夜 間 照 明	26
第 8 条	交 通 安 全 一 般	26
第 9 条	保 安 施 設	26
第 10 条	通 学 路	27
第 11 条	迂 回 路	27
第 12 条	住 民 へ の 広 報 作 成 例	27

付 編		
[別記1]	保 安 施 設 の 設 置 基 準	34
[別記2]	保 安 施 設 等 の 設 置 例	41
[別記3]	鉛 管 改 修 様 式	45
[別記4]	個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項	48

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、工事施工に関する一般事項に適用する。

- 2 本仕様書に記載のない事項については、別に定める特記仕様書に従うものとする。
- 3 仕様書の内容に変更、又は補足がある場合は、別に特記仕様書で定める。特記仕様書は、工事ごとに設計書に添付する。また、本設計書と特記仕様書にそれぞれ異なる定めをしている場合は、特記仕様書の定めに従うものとする。
- 4 提出書類については、すみやかに提出すること。

(用語の定義)

第2条 本仕様書に用いられる一般的な用語の定義は次によるものとする。

- (1) 監督職員とは、工事の施工に関し、受注者に対して権限を行使する本市職員を総称していう。
- (2) 指示とは、発注者側の発議により、監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針・基準・計画などを示し実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督職員に報告し、監督職員が合意することをいう。
- (4) 承認とは、本仕様書又は特記仕様書に示されている事項について受注者が具体的に検討し、作成して監督職員に報告し、監督職員が認めることをいう。
- (5) 協議とは、監督職員と、受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (6) 特記仕様書とは、共通仕様書を補足して工事の施工に関する明細もしくは、特別な事項を定める書類をいう。
- (7) 設計図書とは、設計書・図面・工事請負契約書・標準仕様書及び特記仕様書、並びに現場説明書・質問回答書、その他これらを補足する書類をいう。

(受注者の責任と義務)

第3条 受注者は、工事を完成させるため監督職員と協力して安全かつ円滑に施工できるよう努力しなければならない。

- 2 受注者は、工事の施工に当たり関係する官公署・地方公共団体及び地域住民と協調し、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
- 3 受注者は、発注者が該当工事の引き渡しを受けるまでは工事の目的物を自らの負担で管理し、その責任を持たなければならない。
- 4 受注者は、工事の施工に当たっては設計図書及び監督職員の指示に従って厳密に施工しなければならない。
- 5 受注者は、監督職員が当該工事の施工に関して承諾した事項についても実施の責任は免れない。

(承認の指示等)

第4条 本仕様書において、協議を行うとされた場合においては、監督職員は状況に応じ受注者に対し指示・承認・承諾を行うものとする。

2 指示、承認及び承諾は文書（工事打合簿を含む）によって行うものとしそれに係わる事故については、発注者と受注者との協議により速やかに解決するものとする。

3 受注者は、設計図書に疑義ある場合は書面により契約前に明確にしておかなければならない。

4 受注者は、工事施工中設計図書に疑義を生じた場合は、発注者と協議しなければならない。（関係書類等について）

第5条 受注者は、監督職員において交付を受けた関係書類及び許可書等は現場等に常備し、提示を求められた場合は遅延なく応じられるようにしておかなければならない。

（市民との連絡）

第6条 受注者は、工事施工に当たり、あらかじめ地元住民の理解と協力を求め、その意向を十分に配慮しなければならない。

2 受注者は市民からの苦情要望等に対して、工事中はもちろん工事完了後においても終始誠意をもって当たらなければならない。

3 受注者は工事に関し、第三者から交渉を受けまたは第三者に交渉の必要があるときは、監督職員に報告しなければならない。

4 受注者は、工事着手前に工事現場又はその付近の一般通行人の見やすい場所に、工事表示板、協力依頼板等を設置しなければならない。

5 受注者は、いかなる事由があっても地元住民等から当該工事の施工に関して報酬を受けてはならない。

（敷地その他土地の使用）

第7条 受注者は、工事施工に必要な土地を第三者から借用したときは、当該土地所有者との間の契約を守り、その土地の使用によって生じた苦情または紛争によって発注者に迷惑を及ぼしてはならない。

（現場代理人等）

第8条 受注者は、自己又は自己にかかわる代理人を、当該工事現場に常駐させて、工事現場の取り締まり及び本工事に関する一切の事項を処理させなければならない。

2 受注者は上水道工事に関して専門的知識を有する者のうちから本工事の技術上の管理を司る建設業法の規定による主任技術者を定め、発注者に届出しなければならない。

3 工事現場の取り締まりを行う主任技術者は、監督人であることを明らかにすること。

4 配管技能者（配管技能講習取得者）は、水道用各種管の配管作業について、豊富な経験と技術を有すること。

（工事の中止）

第9条 発注者は次の各号の一に該当するときは、受注者に対し必要と認める期間工事の全部又は一部中止を命ずることができる。また、作業員の増員および、夜間作業を行わせることがある。

- (1) 天候の悪化により工事に損害が生ずる恐れのある場合。
- (2) 受注者が設計図、仕様書又は監督職員の指示に従わない場合。
- (3) 受注者、若しくは発注者又はそれらの職員の安全のための必要があると認めた場合。
- (4) 工事のための敷地の一部が取得出来なかった場合。
- (5) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不相当と認めた場合。
- (6) 災害又は、極端に異常でかつ予想出来なかった地下の状態により工事の続行が不相当又は不可能となった場合。

(施工計画)

第10条 工事の施工計画は、契約図書及び別途作成する工事施工計画書に基づいて行わなければならない。

- 2 工事施工計画書は、工事施工上必要な書類及び計画図、詳細図及びその他細部図面と共に受注者において作成し、発注者に提出するものとする。ただし、監督職員の認める場合においてはこの限りではない。
- 3 工事施工計画書に変更が生じた場合には、その都度、変更工事施工計画書を前項に準じて行うこと。

(試掘調査)

第11条 受注者は、工事の施工に先立って、試掘を行い地下埋設物の位置等を確認すること。また、その結果を記録写真、調査表等にまとめ監督職員に報告すること。

- 2 試掘箇所は、監督職員と協議のうえ選定する。
- 3 試掘は原則として人力掘削とし、掘削中は地下埋設物に十分注意し、損傷を与えないようにすること。
- 4 試掘調査に当たっては、土質の性状、地下水の状態を観察し、事後の掘削工、土留工等の参考にすること。
- 5 既設埋設物の形状、位置等の測定は、正確を期するとともに、埋戻し後もその位置が確認できるよう適切な処置を講じること。
- 6 試掘箇所は即日埋戻しを行い、仮復旧を行うこと。尚、仮復旧箇所を、保守管理すること。
- 7 試掘調査の結果、近接する地下埋設物については、当該施設管理者の立会を求め、その指示を受け、適切な処置を講じること。
- 8 試掘の結果、地下埋設物が本工事施設に支障となり移設を必要とする場合、各戸引き込み管を含む埋設物の移設手段及び移設費用の支出は、原則として発注者において行う。
- 9 掘削内に平行して埋設物があるときは、管布設が不可能又は著しく困難であると発注者が認める場合を除いて埋設物の移設は行わない。また、杭、矢板の打ち込み、掘削あるいは切りばり支保等施工上の理由による時も特別に理由のある場合を除いて埋設物の移設は行わない。
- 10 試掘の不備により第三者に損害を与えた場合は、一切受注者の責任とし、自費で処理しなければならない。

(工事写真)

第12条 受注者は工事竣工後外部から、目視出来なくなる箇所の施工又は重要な箇所の工事段階などの工事状況を撮影し、監督職員に提出しなければならない。写真管理については、工事写真撮影の手引書による。

(作業時間)

第13条 休日、土曜日及び夜間の作業は、原則として行わないものとするが、工事施工の都合上受注者が休日、土曜日及び夜間の作業又は就業時間の変更を必要とする場合はあらかじめ監督職員と作業内容、時間等について協議しなければならない。

2 受注者は、発注者の都合による緊急やむを得ない場合の就業時間の変更については、発注者の指示に従わなければならない。

(受注者相互の協力)

第14条 受注者は、隣接工事又は、関連工事の受注者と相互に協力し工事に障害又は遅滞を与えないよう工事を施工しなければならない。

(施工管理)

第15条 受注者は、工事の出来形及び品質が設計図書に適合するよう十分な施工管理を行い、出来形図等の記録を整備し、監督職員に提出しなければならない。

2 受注者は施工順序に従い、段階ごとに出来形及び品質を確認した後でなければ次の工程に着手してはならない。

3 受注者は、各種の試験結果等を正確に記録のうえ整理しておき、監督職員の求めに応じて遅滞なくこれを提出しなければならない。

4 受注者は、あらかじめ監督職員と協議して実施工程表を作成し、これに基づいて適正な工程管理を行わなければならない。

また、監督職員の求めに応じて遅滞なく工事進捗状況を示す書類を提出しなければならない。

(現場管理)

第16条 受注者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして流水及び交通の支障となるような行為又は施工をしてはならない。

3 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な処置を施さなければならない。

4 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処出来る準備をしておかななければならない。

5 受注者は、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。

6 受注者は、工事現場が危険なため一般の立ち入りを禁止する必要がある場合は、立ち入り禁止の表示を行い適切な設備によって囲い、危険防止に努めなければならない。

7 受注者は、ダンプトラック等大型貨物自動車による大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事については、下記事項に留意し、特に十分な交通対策を講じ交通災害発生防止に努めなければならない。

(1) 運搬作業にあたり、専任の交通安全担当者を置き運搬作業全搬にわたる災害発生防止に万全の処置を講ずること。

(2) 運搬作業に先立ち運搬経路について、自動車交通量、自転車歩行者交通量及び通学路、交差点、踏切等の交通制限を予想される地点の現況を調査し、運搬作業のための運搬経路の交通及び沿道に与える影響を検討して、交通安全対策について関係機関と十分協議すること。

8 受注者は、一般工事の場合であってもダンプトラック等を使用する工事、あるいは道路上又はその付近で作業を行う工事には、必要と思われる箇所に交通誘導員を配置し安全施設、標識類を整備する等、交通安全対策について常に留意し、交通事故防止に努めなければならない。なお、設置する標識類については後述の「保安施設の設置基準」によらなければならない。

9 受注者は、騒音、振動公害を防止し、住民の生活環境の保全に努めなければならない。

10 受注者は、工事用運搬路として道路を使用するときは道路を常に良好な状態に維持して、住民の生活環境に係わる被害を発生させないように注意しなければならない。

11 受注者は、市街地地区における工事を施工するときは、安全対策を講じ、事故発生防止に努めなければならない。特に工事施工に先立ち、次に掲げる事項に留意して適切な処置を講じ安全を確保しなければならない。

(1) 工事現場に安全対策責任者を置き、公衆に対し危害防止の為に施工方法を検討し、安全施工の確立を図ること。

(2) 受注者は、工事関係者全員に対して安全教育を行わなければならない。

(3) 工事現場付近の住民対策を十分に行い、その結果を監督職員に報告すること。

12 受注者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

(工事検査)

第17条 工事の検査は、書類検査及び実地検査で行う。

2 竣工検査においては、関係書類、検査に必要な用具を完備の上受検するものとする。なお、万一書類に不備、不足のある場合には検査は行わない。

3 竣工検査には、現場代理人及び主任技術者は立ち会わなければならない。

4 工事完了したときは、仕切弁BOX、止水栓BOX、及び消火栓BOXの内部に土砂及び水等が残留しないよう丁寧に掃除し、工事現場の後片付けをし、発注者の竣工検査を受けなければならない。

5 検査の結果不合格の箇所は、監督職員の指示に従い直ちに取壊し搬出、補修又は取替え等の必要な処置をとらなければならない。なお、これに要する費用は全て受注者の負担とする。

- 6 検査不合格箇所の手直しが完了した時は、直ちに手直し前、手直し後の写真を監督職員に提出すること。
- 7 国等の検査にあたり、発注者が受注者に検査協力を要請することがある。この場合において、受注者は発注者と協議し協力しなければならない。

(保安点検)

- 第18条 受注者は、常に安全管理に必要な処置を講じるとともに、受注者の責任において災害の防止に努めなければならない。
- 2 受注者は、本工事に関する施工計画書の安全管理の項に従い、工事施工中常に工事関係者全員に安全管理について周知徹底し、災害の防止に努めなければならない。
 - 3 受注者は、工事期間中下記事項にわたって常に保安点検を励行しなければならない。
 - (1) 工事現場における保安施設
 - (2) 路面覆工
 - (3) 埋め戻し及び仮復旧跡
 - (4) 地下埋設物
 - (5) 周辺構築物
 - (6) 工事用機械器具
 - (7) その他（通学路、迂回路等）

(工事公害の防止)

- 第19条 受注者は、関連法規を守り、工事公害の発生を防止するとともに、市民の生活環境を保全するように努めなければならない。
- 2 受注者は、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき必要な届出を行うとともに、その他関係法規を守り適切な処置を講じ、工事に伴う騒音振動の発生防止に努めなければならない。
 - 3 受注者は、工事用の排水を行うときは関係法規を守り、公共用水域の水質保全に努めなければならない。

(緊急時の処置)

- 第20条 受注者は、事故発生時における緊急活動を円滑にするため、事前に各関係先の連絡体制を掌握しておき、緊急時における応急処置要領と通報要領（通報内容、通報先、通報順序等を定めたものをいう。）を工事関係者全員に周知させておくとともに、工事現場事務所その他必要な場所に掲示しておかなければならない。
- 2 受注者は、緊急時の処置が実行出来るように、工事関係者全員を訓練しておかなければならない。
 - 3 受注者は、災害及び事故が発生したとき又は発生の恐れを生じた時は、直ちに応急処置を行うとともに、その状況について関係官公署及び監督職員に通報し、付近住民等に対して広報活動及び避難誘導の措置を取らなければならない。
 - 4 受注者は、作業現場又はその周辺に消火栓、防火水槽、火災報知器遮断バルブ又は公衆電話がある場合は、これらの施設の使用に支障がないように処置しておかなければならない。

5 受注者は、緊急時における活動体制の一環として、次の機材を工事の内容及び規模に応じて工事現場に常備しておかなければならない。

- (1) 安全ロープ
- (2) 保安さく
- (3) 立看板（立入禁止、火器使用禁止、車両通行禁止等）
- (4) 携帯拡声器又はメガホン
- (5) 赤旗
- (6) 注意灯、照明灯、強力ライト
- (7) 救急用具（医療救急箱、担架等）
- (8) ガス漏えい検知器、酸素濃度測定器
- (9) 救急箱〔ゴム粘土、先の尖った木栓（大きさ種々）テープ（幅の広いもので接着可能のもの）ナイフ、小型のこ、木槌、布切れ等〕
- (10) 消火器
- (11) その他 土嚢袋、スコップ、ツルハシ等緊急活動に必要な機材

6 受注者は、工事施工中に人身事故、作業用車両の事故又は家屋もしくは地下埋設物を損傷する事故が発生したときは、遅滞なくその原因、処置及び被害状況等について監督職員及び関係官公署に報告しなければならない。

（損害賠償）

第 21 条 工事施工の不完全、作業員の不注意あるいは保安施設の不備等によって生じた損害は、全て受注者の負担と責任において損害賠償を行わなければならない。

2 工事施工によって第三者に危害を及ぼし又は損害を与えた時、あるいは第三者との紛争を生じたときは、原則として受注者が処理、解決にあたり、これに要する費用は全て受注者の負担とする。

3 前項 2 について発注者において特に必要と認めた場合には、発注者が介在し、処理を図ることがある。

4 受注者は、下請等によって生じた損害賠償に対しても責任を負わなければならない。

5 本工事によって生じた周辺構造物の損傷、復旧については、請負人は最後まで誠意をもって処理、解決に当たらなければならない。

（工事着手）

第 22 条 受注者は、施工計画書を提出後、速やかに現場に着手しなければならない。

（個人情報の保護）

第 23 条 受注者は、受注した工事の施工に伴う事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第 2 章 材 料

(材料の規格)

第 1 条 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定された物を除き日本工業規格（以下「J I S」という）、寝屋川市水道事業給水条例施行規程第11条・第12条に適合すること。

(材料の検査)

第 2 条 工事用材料は、使用前にその数量、品質、寸法又は見本品について基本的に一括して監督職員の検査を受け、合格したものであること。ただし、検査の方法は監督職員と協議のうえ決めることができる。

2 材料検査に際して、受注者はこれに立会うこと。立会わないとき、受注者は検査に対し、異議を申立てることはできない。

3 検査及び試験のため、使用に耐えなくなったものは、所定数量に算入しないものとする。

4 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷、変質したときは、新品と取り替え、再び検査を受けること。

5 不合格品は、直ちに現場より搬出すること。

(合格品の保管)

第 3 条 工事材料の合格品は、指定の箇所に受注者の責任において変質、不良化しないよう保管すること。

(材料の搬入)

第 4 条 工事材料は、工事工程表に基づき、工事の施工に支障を生じないように現場に搬入すること。

(運搬、保管)

第 5 条 使用材料の運搬並びに保管は、受注者が行うものとし、その取扱いは慎重に行うこと。

(保管、使用材料状況の把握)

第 6 条 使用材料は、整理簿によりその保管及び使用の状況を常に明らかにすること。

(損傷時の処置)

第 7 条 受注者は、使用材料を滅失又は損傷したときは、新品を購入し監督職員の検査を受けること。

(石材及び骨材)

第 8 条 石材及び骨材は、すべて用途に適する強度、耐久力、摩耗抵抗及び靱性等を有すること。また、形状、寸法は所定のものであり、特に記載の無い場合は再生材料を使用すること。

2 試験は、監督職員の必要と認めた事項について行うこと。試験方法は J I S による。

(モルタル用材料)

第 9 条 コンクリートに使用する水は、油・酸・塩類・有機不純物、その他コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす物質の有害量を含んではならない。

2 細骨材は、標準網ふるいを通り、大小粒が適度に混合しているもので、清浄、強硬、耐久的で、有機不純物等の有害量を含んではならない。

3 セメントは、JIS R 5211（高炉セメント）・JIS R 5213（フライアッシュセメント）の規格に適合する風化していない新品であること。

（生コンクリート）

第10条 生コンクリートはJIS A 5308（レデーミクストコンクリート）規定に合格する製造設備、製造技術及び運搬車を有するJIS表示許可工場のもとする。ただし、業者選定に当たっては、使用前に監督職員の承認を受けなければならない。

2 実施に当たっては、監督職員立ち会いのもとに試験練りを行い、配合表を提出しなければならない。

3 監督職員の指示する任意のコンクリートより1回当たり3試料抽出して行うものとし、試験結果は遅滞なく監督職員に提出しなければならない。

（木材）

第11条 木材は全て所定の形状寸法を有し、使用上有害な歪み、曲がり、節等のない良材とする。（特に木材の種類、材種、品質等などについて必要の有する場合は、設計書において明示する。）

（鉄筋）

第12条 鉄筋は、全てがJIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）熱間圧延異形棒鋼第3種（SD35）の規格に適合する異形丸鋼とする。

2 鉄筋はあらかじめ、JIS規格に適合していることが確認されるもの以外は適宜供試体を選定して、これの品質検査を行う。万一検査に合格しなかった場合は、その供試体の属する納品全部を不合格品とする。

3 鉄筋は、検収後といえども使用に際して不良品を発見した場合は、直ちに良品と取替えなければならない。

（水道用品規格）

第13条 水道用品は、すべて寝屋川市水道事業給水条例施行規程第11条・第12条に適合すること。

第 3 章 管 布 設 工 事

(施工一般)

第 1 条 本章は、導水管、送水管及び配水管の布設工事に適用する。

(一般事項)

第 2 条 管布設に際しては、あらかじめ設計図又は施工標準図に基づき、平面位置、土被り、構造物等を正確に把握しておくこと。また、施工順序、施工方法、使用機器等について、監督職員と、十分打合せを行った後、工事に着手すること。

2 設計図又は施工標準図により難しい場合は、監督職員と協議すること。

3 新設管と既設埋設物との離れは、30cm 以上とすること。ただし、所定の間隔が保持できないときは、監督職員と協議すること。

4 受注者は工事施工中、本工事現場に技術経験を有する責任者を常駐させなければならない。

5 受注者は、工事によって水にごりが発生した時は監督職員と協力して水にごりの解消に努めなければならない。

(掘削工)

第 3 条 掘削に当たっては、あらかじめ保安設備、土留、排水、覆工、残土処理その他につき必要な準備を整えたうえ、着手すること。

2 アスファルトコンクリート舗装、コンクリート舗装の切断は、舗装切断機等を使用して切口を直線に施工すること。また、取壊しに当たっては、在来舗装部分が粗雑にならないように行うこと。

3 舗装切断を施工する場合は、保安設備、保安要員等を適切に配置し、交通上の安全を確保するとともに、冷却水の処理にも留意すること。

4 掘削は、開削期間を極力短縮するため、その方法、位置を十分検討して行うこと。

5 一施工区域の長さは、関係官公署又は、監督職員の指示によらなければならない。

6 機械掘削を行う場合は、施工区域全般にわたり地上及び地下の施設に十分注意すること。

(覆工)

第 4 条 覆工は、現場条件に応じて、交通上支障のない完全なものでなければならない。

2 覆工施設に使用する材料は、作用する荷重に十分耐え得るような材質、寸法とすること。

3 覆工表面の滑り止め、覆工の取り付け部等の構造は、監督職員と協議してから施工すること。

4 路面覆工は、原則として路面と同一の高さとすること。やむをえない場合は、覆工板と在来路面の取り合いを路面となじみよく取り付けること。

5 覆工板は、ばたつきのないよう完全に取り付け、常時点検し、良好な状態を保つよう手入れして交通の安全に努めること。

(残土処分・廃路盤材処分)

第 5 条 残土等の運搬については、積みすぎ、落ちこぼれ等のないようにするとともに、速度超過や信号無視等の交通法規に違反しないよう常に留意しなければならない。

2 残土等は、特記仕様書で指定された処分場で適切に処分されなければならない。なお着工前に産業廃棄物処分業許可証・残土受け入れ承諾書・運搬ルート等を監督職員に提出しなければならない。

ない。

- 3 残土等捨場は、後続搬入車が危険なく積み下し可能にして、搬入残土等の流出崩壊等の事故の防止をはかるとともに、管理内容を監督職員に報告しなければならない。
- 4 残土等搬出車によって、付近道路を汚すことのないよう搬出ルートを監視し、汚れがあるときは歩行者や地元住民の迷惑とならないよう、速やかに清掃しなければならない。
- 5 既設路盤を掘削したものは産業廃棄物（がれき類）となるので、適正に処分すること。（マニフェストの提出）

（水替工）

第6条 水替えは、工事の進行に支障をきたさないよう必要に応じて実施すること。

- 2 放流にあたっては、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 冬期においては、路面の凍結防止に注意しなければならない。
- (2) 水替え設備、放流設備を点検すること。
- (3) ホースは、放流施設まで連絡すること。
- (4) その他、排水が現場付近居住者に迷惑とならないこと。

（ダクティル鋳鉄管の取扱い及び運搬）

第7条 管を積み下ろしする場合は、台棒等を使用し、滑り下ろすか、巻き下ろすか又はクレーン等で2点吊りにより行うこと。

- 2 管の運搬又は巻き下ろしする場合は、クッション材を使用し、衝撃等によって管を損傷させないように十分注意すること。
- 3 保管にあたっては、歯止めを行うなど、保安に十分注意すること。

（水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管の取扱い及び運搬）

第8条 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（以下「HIVP」という。）の運搬の際は慎重に取り扱い、放り投げたりしないこと。

- 2 HIVPのトラック運搬は、原則として長尺荷台のトラックを用い、横積みにして固定すること。
- 3 HIVPを横積みで保管する場合は、平地に積み上げ、高さを1m以下とし、崩れないように措置すること。
- 4 保管場所は、なるべく風通しのよい直射日光の当たらない所を選ぶこと。
- 5 高熱により変形するおそれがあるので、特に火気等に注意し温度変化の少ない場所に保管すること。
- 6 継手類は、種類、管径別に数量を確認したうえ屋内に保管すること。
- 7 HIVPとその継手は、揮発性薬品（アトセン、ベンゾール、四塩化炭素、クロロホルム、酢酸エチル）及びクレオソート類に浸食されやすいので注意すること。

（水道配水用ポリエチレン管の取扱い及び運搬）

第9条 水道配水用ポリエチレン管の運搬の際は、管が吊り具や荷台の角に直接当たらないようにクッション材で保護すること。

- 2 トラックから積み下ろしの際は、管や継ぎ手を放り投げるなどして衝撃を与えないこと。

- 3 小運搬を行うときは、管全体を持ち上げて運び、引きずったり滑らせないこと。
- 4 管の保管は屋内を原則とし、メーカー出荷時の荷姿のままとすること。現場で屋外保管する場合は、シートなどで直射日光を避けるとともに、熱気がこもらないように風通しに配慮すること。
- 5 管の保管は平坦な場所で行い、枕木を約1m間隔で敷き、崩れが生じないようにすること。
- 6 土砂、洗剤、溶剤、油が付着するおそれがある場所及び火気の側には置かないこと。

(弁類の取扱い及び運搬)

第10条 弁類の取扱いは、台棒、角材等を敷いて、水平に置き、直接地面に接しないようにすること。また、吊り上げの場合は弁類に損傷を与えない位置に、台付けを確実にとること。

- 2 弁類は、直射日光やほこり等をさけるため屋内に保管すること。やむを得ず屋外に保管する場合は、必ずシート類で覆い、保護すること。

(管の据え付け)

第11条 管の据え付けに先立ち、十分管体検査を行い、亀裂その他の欠陥のないことを確認すること。

- 2 管の吊り下ろしに当たって、土留用切り梁を一時取り外す必要がある場合は、必ず適切な補強を施し、安全を確認のうえ、施工すること。
- 3 管を掘削溝内に吊り下ろす場合は、溝内の吊り下ろし場所に作業員を立ち入らせないこと。
- 4 管の布設は、原則として低所から高所に向けて行い、また、受口のある管は受口を高所に向けて配管すること。
- 5 管の据付けに当たっては、管内部を十分清掃し、中心線及び高低を確定して、正確に据付けること。また、管体の表示記号を確認するとともに、ダクタイル鋳鉄管の場合は、受口部分に鑄出している表示記号のうち、管径、年号の記号を上に向けて据付けること。
- 6 直管の継手箇所角度をとる曲げ配管は行わないこと。ただし、工事現場の状況により施工上必要がある場合は、監督職員の指示を受けること。
- 7 一日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう木蓋等で管端部をふさぐこと。また、管内には綿布、工具類等を置き忘れないよう注意すること。

(管の接合)

第12条 ダクタイル鋳鉄管の接合（K形、SⅡ形、NS形、GX形）

1 一般事項

- (1) 接合方法、接合順序、使用材料等の詳細について着手前に監督職員に報告すること。
- (2) 継手接合に従事する配管技能者は、使用する管の材質、継手の性質、構造及び接合要領等を熟知するとともに豊富な経験を有すること。
- (3) 接合に先立ち、継手の付属品及び必要な器具、工具を点検し確認すること。
- (4) 接合に先立ち、挿し口部の外面、受口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物を完全に取除くこと。
- (5) 付属品の取扱いに当たっては、次の事項に注意すること。

ア ゴム輪は、直接日光、火気にさらすことのないよう、極力屋内に保管し、梱包ケースから取り出した後は、できるだけ早く使用すること。また、未使用品は必ず梱包ケースに戻して保管すること。この際、折り曲げたり、ねじったままで保管しないこと。

イ ボルト・ナットは、直接地上に置いたり放り投げないこと。

ウ ガソリン、シンナー等を使って洗わないこと。

エ 押輪は、直接地上に置かず、台木上に並べて保管すること。

オ 管接合完了後、埋戻しに先立ち継手等の状態を再確認するとともに、接合部及び管体外面の塗料の損傷箇所には防錆塗料を塗布すること。

(6) 継手用滑剤

ダクタイル鋳鉄管の接合に当たっては、甲の指定する滑材を使用することを原則とし、ゴム輪に悪い影響を及ぼし、衛生上有害な成分を含むもの並びに中性洗剤やグリース等の油類は使用しないこと。

2 K形ダクタイル鋳鉄管の接合

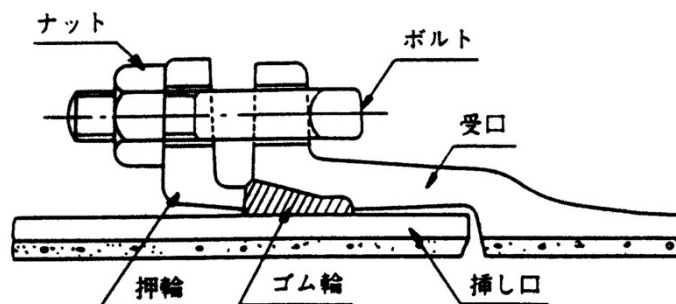
(1) 挿し口外面の清掃は端部から40cmとする。

(2) 押輪の方向を確認してから挿し口部に預け、次に挿し口部とゴム輪に滑剤を十分塗布し、ゴム輪を挿し口部に預けること。

(3) 挿し口外面及び受口内面に滑剤を十分塗布するとともに、ゴム輪の表面にも滑剤を塗布のうえ、受口に挿し口を挿入し、胴付間隔が3～5mmとなるように据付けること。

(4) 受口内面と挿し口外面との隙間を上下左右均等に保ちながら、ゴム輪を受口内の所定の位置に押し込むこと。この際、ゴム輪を先端の鋭利なもので叩いたり押ししたりして損傷させないように注意すること。

K形継手の構造



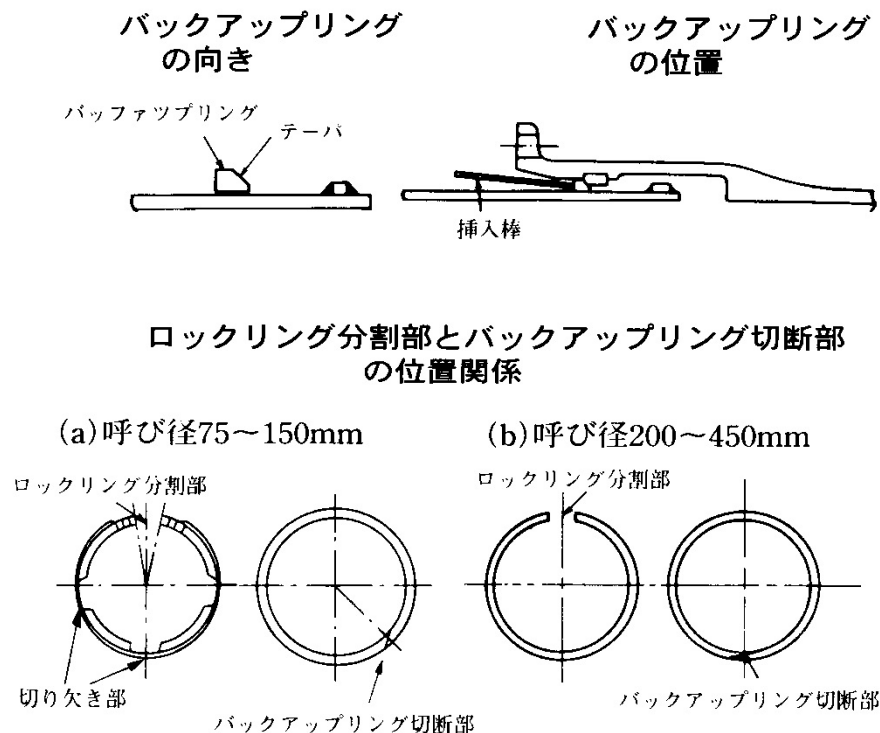
(5) 押輪の端面に鋳出している管径及び年号の表示を管と同様に上側にくるようにすること。

(6) ボルト・ナットの清掃を確認のうえ、ボルトを全部のボルト穴に差し込み、ナットを軽く締めた後、全部のボルト・ナットが入っていることを確認すること。

- (7) ボルトの締め付けは、片締めにならないよう上下のナット、次に対角のナットの順に、それぞれ少しずつ締め、押輪と受口端との間隔が全周を通じて同じになるようにすること。この操作を繰返して行い、最後にトルクレンチにより表-1に示すトルクになるまで締め付けること。

3 S II形ダクタイル鋳鉄管の接合

- (1) 挿し口外面の端部から50cmの間及び受口内面に付着している異物等をきれいに取り除く。
- (2) ゴム輪に滑剤を十分塗布し、ゴム輪を挿し口部に預け、バックアップリング、ロックリングを向きに注意して挿し口部に預ける。
- (3) ロックリングを装着後、バックアップリングを挿入する。この時、バックアップリングの切断部は、ロックリング分割部に対して180°ずれた位置にしなければならない。
- (4) ゴム輪の表面にも滑剤を塗布のうえ受口に挿し口を挿入し、受口内面と挿し口外面との隙間を上下左右均等に保ちながら、ゴム輪を受口内の所定の位置に押し込むこと。この際、ゴム輪を先端の鋭利なもので叩いたり押ししたりして損傷させないように注意すること。



- (5) 押輪の端面に鋳出している管径及び年号の表示を管と同様に上側にくるようにすること。
- (6) ボルト・ナットの清掃を確認のうえ、ボルトを全部のボルト穴に差し込み、ナットを軽く締めた後、全部のボルト・ナットが入っていることを確認すること。
- (7) ボルトの締め付けは、片締めにならないよう上下のナット、次に対角のナットの順に、それぞれ少しずつ締め、押輪と受口端との間隔が全周を通じて同じになるようにすること。この操作を繰返して行い、最後にトルクレンチにより表-1に示すトルクになるまで締め付けること。

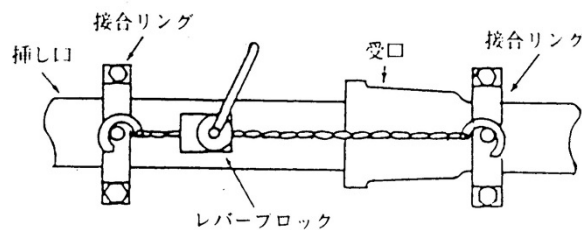
表-1 締め付けトルク

管 径 (mm)	トルク N・m (kgf・cm)	ボルトの呼び
75	60 (600)	M16
100 ~ 600	100 (1000)	M20
700 ~ 800	140 (1400)	M24
900 ~ 2600	200 (2000)	M30

4 NS形ダクタイル鋳鉄管の接合

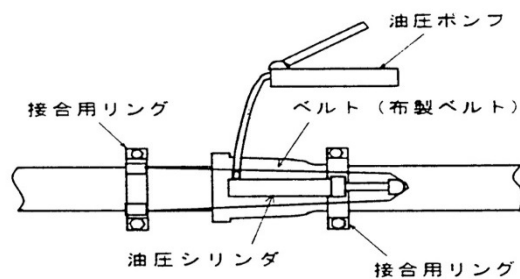
- (1) 挿し口外面の清掃は端部から 30cm とする。
- (2) ロックリングとロックリング心出し用ゴムが受口に正常に取付けされているか確認すること。正常にセットされていない場合は取りはずして再度取付けなければならない。
- (3) ゴム輪がNS用であることを必ず確認し、受口内面の所定の位置に装着すること。正常に装着されていない場合は漏水の原因となるので注意しなければならない。
- (4) 滑剤は受口、挿し口の規定されて位置に塗布しなければならない。
- (5) 挿し口を挿入する時は必ず接合器具により接合すること。バックホウなどの機械は使用してはならない。

接合器具のセット



呼び径 75	~150mm	0.75tf	2台
呼び径 200mm	・ 250mm	1tf	2台

接合器具のセット



- (6) 接合後、受口と挿し口の全周にわたりチェックゲージを差込み、一部分だけ大きく入り込むことがないか必ず確認し、異常があれば接合しなおさなければならない。再接合の場合、ゴム輪は新しいものを使用しなければならない。測点受口のチェックゲージの入り込み寸法を黒板に記入する。(チェックゲージ写真は写真測点ごとに撮影すること。)

5 G X形ダクタイトイル鋳鉄管の接合

- (1) 挿し口外面の清掃は端部から 30cm とする。
- (2) ロックリングとロックリングホルダが受口に正常に取付けられているか確認すること。正常にセットされていない場合は取りはずして再度取付けなければならない。
- (3) ゴム輪がGX用であることを必ず確認し、受口内面の所定の位置に装着すること。正常に装着されていない場合は漏水の原因となるので注意しなければならない。
- (4) 滑剤はゴム輪の内面テーパ部及び挿し口外面にムラ無く塗布する。
- (5) 挿し口を挿入する時は必ず接合器具により接合すること。バックホウなどの機械は使用してはならない。
- (6) 接合後、受口と挿し口の全周にわたりチェックゲージを差込み、一部分だけ大きく入り込むことがないか必ず確認し、異常があれば接合しなおさなければならない。再接合の場合、ゴム輪は新しいものを使用しなければならない。測点受口のチェックゲージ(GX用)の入り込み寸法を黒板に記入する。(チェックゲージ写真は写真測点ごとに撮影すること。)

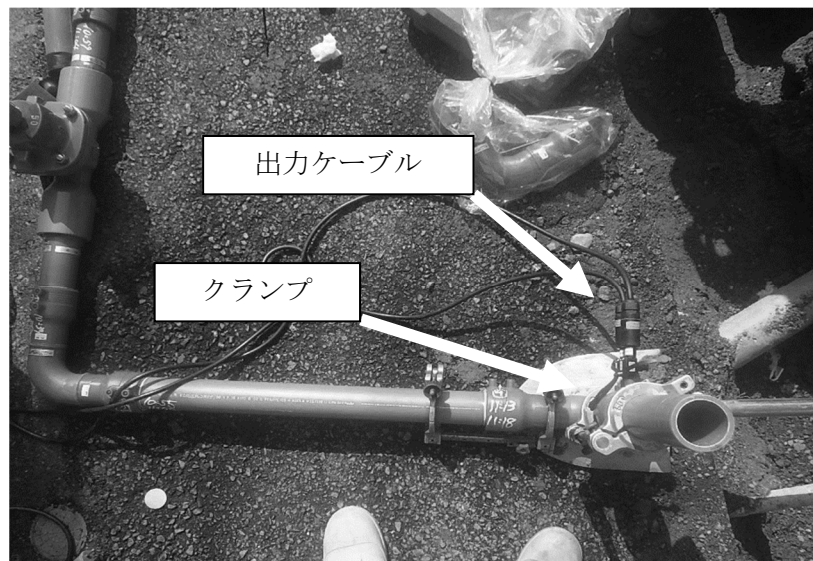


6 水道配水用ポリエチレン管の接合

[EF接合]

- (1) エタノールやアセトンにペーパータオル(エタノールやアセトンに溶解せず繊維の抜けにくいものを使用)に染み込ませて素手で行わなければならない。

- (2) 切削・清掃済みの管にソケットを挿入し端面に沿って円周方向にマーキングを行わなければならない。
- (3) EFソケットに双方の管を標線位置まで挿入し、クランプを用いて管とソケットを固定しなければならない。
- (4) 融着時、継手の端子に出力ケーブルをしっかりと差し込まなければならない。
- (5) 必ず継手に添付してあるバーコードを読み取らなければならない。
- (6) 融着後、EFソケットのインジケータが左右とも隆起していることを確認しなければならない。
- (7) 冷却中はクランプを固定したままにし、接合部に外力を加えてはならない。



[メカニカル接合]

- (1) 管端のバリを取り除き、管端から200mm程度の内外面に付着した汚れを取り除かなくてはならない。
- (2) インナーコアの内外面に付着した汚れを取り除かなくてはならない。
- (3) インナーコアを必ず挿入しなければならない。
- (4) 滑剤は継手本体受口のゴム内面にムラ無く塗布する。

7 フランジ継手の接合

- (1) フランジ接合面は、錆、塗装、その他の異物をワイヤブラシ等でよく取除き、溝部をよく出しておかなければならない。
- (2) ゴムパッキンは、移動を生じないように固定しながら両面を密着させ、ボルトを片締めにならないよう全周を通じて均等に締め付けなければならない。

鋳鉄管の接合については日本ダクトイル鉄管協会発行の接合要領書を守ること。

(管の切断)

第 13 条 管の切断に当たっては、所要の切管長及び切断箇所を正確に定め、切断線の標線を管の全周にわたって入れること。

- 2 管の切断は、管軸に対して直角に行うこと。

- 3 切管が必要な場合には残材を照合調査し、極力残材を使用すること。
- 4 管の切断場所付近に可燃性物質がある場合は、保安上必要な措置を行ったうえ、十分注意して施工すること。
- 5 鋳鉄管の切断は、切断機で行うことを原則とする。また、異形管は切断しないこと。切断面には防食塗装を施すこと。
- 6 動力源にエンジンを用いた切断機の使用に当たっては、騒音及び切り粉の飛散に対して十分な配慮をすること。
- 7 HIVPの切断面は、ヤスリ等で平らに仕上げるとともに、内外周を糸面取りすること。
- 8 水道配水用ポリエチレン管（PE管）の切断には所定のパイプカッターを使用すること。
（既設管との連絡）

第14条 連絡工事は、断水時間に制約されるので、円滑な作業が出来るよう十分な作業員を配置し、配管資材を確認し、機材器具を十分準備し、迅速、確実に施工しなければならない。

- 2 既設管の切断に先立ち、監督職員の指示立ち会いのうえ、管種及び管の所属を調べ、設計図に示された連絡管であることを確認しなければならない。
- 3 既設管との連絡には、既設管内を十分清掃したうえ連絡しなければならない。
- 4 連絡工事に必要な資器具は、現場状況に適したものを準備すること。尚、排水ポンプ、切断機等については、あらかじめ試運転を行っておくこと。
- 5 既設管の切断箇所、切断開始については、監督職員の指示によること。尚、既設管の切断については第13条（管の切断）に準ずる。
- 6 防護コンクリートの打設に当たっては、仮防護等を緩めないように、十分留意して施工すること。また、異形管防護工の施工については第18条（異形管防護工）に準ずる。
- 7 栓止りとなっている管は、既設管の水の有無にかかわらず内圧がかかっている場合があるので、栓の取り外し及び防護の取り壊しには、空気及び水を抜き、内圧がないことを確認した後、注意して行うこと。

（既設管の撤去）

第15条 既設管の撤去に当たっては、埋設位置、管種、管径等を確認すること。

- 2 発生品は、特に運搬箇所を指定するもののほかは、すべて自由処分とする。

（不断水連絡工）

第16条 工事に先立ち、穿孔工事の実施時期について、監督職員と十分な打合わせを行い、工事に支障のないように留意すること。

- 2 割T字管の取り付けは、原則として水平とすること。
- 3 穿孔は、既設管に割T字管及び必要な仕切弁を基礎の上に受け台を設けて設置し、所定の水圧試験を行い、漏水のないことを確認してから行うこと。尚、穿孔管径200mmまでは、組込みバルブ付割T字管であるが、管径250mm以上は、割T字管に仕切弁を取り付けて穿孔作業をすること。
- 4 ϕ 100mmまでの穿孔部にはステンレスコアを取付けること。
- 5 穿孔後は、切りくず、切断片等を管外に排出したうえで管を接続すること。

6 穿孔機の取り付けに当たっては、支持台を適切に設置し、割T字管に余分な応力を与えないようにすること。

(離脱防止金具取付工)

第17条 離脱防止金具を使用する場合は、第12条(管の接合)に準じて行い、ボルトの締付けトルクは、1種管、2種管の場合10~15kgf-m、3種管の場合は8~10kgf-mを標準とする。尚、締付け完了後は、トルクレンチを使用して、締付けトルクを確認するとともに、メカニカル継手のT頭ボルトの締付け状況を点検すること。

2 離脱防止金具の取付け箇所は、取付け完了後、タール系の防食塗料を十分に塗布すること。

(異形管防護工)

第18条 異形管防護工の施工箇所、形状寸法、使用材料等については、設計図及び施工標準図に基づいて行うこと。

2 前項以外で、監督職員が必要と認めた場合は、その指示により適切な防護を行うこと。

(埋戻工)

第19条 埋め戻しは、所定の土砂を用い、片埋めにならないよう注意しながら仕上がり厚さを1層目は30cm以下、2層目以降は20cm以下になるように十分締め固めなければならない。

2 埋め戻しに際しては、管その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないよう注意して行わなければならない。

3 管の下端、側部及び埋設物の交差箇所の埋め戻し、つき固めは、特に入念に行い、沈下の生じないようにしなければならない。

4 ビニール管の埋め戻しに当たっては、管の周囲は、特に良質土砂等で行い、硬いものがある場合はならない。

(伏越工)

第20条 施工に先立ち関係管理者と十分協議し、安全確実な計画のもとに、迅速に施工できる工程を決定しなければならない。

2 湧水に対しては、特に水替えを強化し、土砂の回り込み等の起こらないよう注意しなければならない。

3 既設構造物を下越しする場合は、関係管理者の立ち合いのうえ、指定された防護を行い、確実な埋め戻しを行わなければならない。

(鉄管防食用ポリエチレンスリーブ及び溶剤浸透防止スリーブ被覆工)

第21条 スリーブの運搬及び保管

(1) スリーブの運搬は、折りたたんでダンボール箱等に入れ損傷しないよう注意して行うこと。

(2) スリーブは、直射日光を避けて保管すること。

2 スリーブの被覆

(1) スリーブの被覆は、スリーブを管の外面にきっちりと巻付け余分なスリーブを折りたたみ、管頂部に重ね部分がくるようすること。

(2) 管継手部の凹凸にスリーブがなじむように、十分なたるみを持たせ、埋戻し時に継手に無理なく密着するように施工すること。

- (3) 管軸方向のスリーブの継なぎ部分は、確実に重ね合わせる。
- (4) スリーブの固定は、粘着テープあるいは固定用ゴムバンドを用いて固定し、管とスリーブを一体化すること。
- (5) 既設管、バルブ、分岐部等は、スリーブを切り開いて、シート状にして施工すること。

(管明示工)

第 22 条 管路を明示するためにポリスリーブ上面にロケーティングワイヤーを設置し、明示テープで余裕を持たせて固定する。ロケーティングワイヤーの両端は仕切弁ボックス等に立ち上げる。

(明示シート工)

第 23 条 管理設位置を明確にするため、 $\phi 50\text{mm}$ 以上の管について管上 30cm に給水装置工事施行基準に基づき明示シートを布設する。

(給水切替)

第 24 条 新管布設後の給水切替の時期は、水質検査合格後、監督職員の指示によるものとする。

- 2 給水切替は前もって使用者に連絡をし、十分な排水を行い、管内を洗浄した後、接合を行うこと。なお、通水後は出水確認をすること。
- 3 施工については給水装置工事施行基準に基づくこと。

(仮設工事)

第 25 条 材料の保管については、直接地面に置かず枕木の上に置くこと。保管期間中は管内面に異物が入らないようにキャップをするとともに外面腐食を少なくするために雨等に触れないようにする。スリースバルブ・消火栓については常に点検し、締まりの悪いスリースバルブ・消火栓は使用しないこと。また、設置したスリースバルブ・消火栓の締まりが悪い時は取り替えること。仮設材料の搬入・搬出については丁重に取扱い管内面には土砂等の異物が入らないようにすること。現場搬入量は基本的に当日作業分とすること。

仮設工事完了後は、原則として仮設本管・仮設給水のスリースバルブのハンドルはつけておくこと。また、青ペンキで管の明示を行うとともに、仮設工事完了後も巡回点検をし、管明示が消えている場合は再明示を行い保守管理すること。

2 仮設本管

現場配管作業時は仮設管の内面の点検を行い、異物の除去を完全に行って配管を行う。配管は露出配管及び埋設配管とする。

(1) 露出配管

基本的には側溝の有効断面を保持し、枕木を側溝横断に渡して、枕木の上に堅固に取り付け配管を行う。側溝配管以外の露出配管については、通行の支障のないように配管すること。

(2) 埋設配管

埋設の深さ、埋戻し材料等は設計書等を基準とする。

3 仮設給水切替

- (1) 仮設給水は個々の給水管に接続するため常に清掃点検を行うこと。

- (2) 仮設給水の材料はH I V Pとし仮設給水切替は前もって使用者に連絡をし、十分な排水を行い管内洗浄した後接合を行うこと。なお、通水後は出水を確認すること。
- (3) 道路等に突き出ている部分については、土嚢及びカラーコーンの設置を行い通行人及び車両の激突防止を行うこと。

4 仮設消火栓

仮設消火栓は既設消火栓の付近で安全な場所に設置しバルブハンドルは必ず設置しておくこと。

5 凍結防止処置

冬期に仮設部分が凍結すると予測される部分については事前に処置を施すこと。

6 漏水処置

漏水は二次災害の要因であり又、直接市民にも迷惑がかかるので漏水に際しては迅速に適切な処置を行うこと。

(水圧検査)

第 26 条 配管完了後、原則として管内に充水し、管路として所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。許容水圧は、0.7MPa 以上の水圧で 10 分間保持すること。

また、給水装置については給水装置工事施行基準に基づき 1.0MPa の水圧で 1 分間保持すること。ただし、給水装置の 1 部に既設管が残っている場合は監督職員の指示に従うこと。

(鉛管改修)

第 27 条 給水切替工事を行なう場合に、水道メータまでの給水管が鉛管であることが判明した場合、所有者に説明の上、[別記 3] 鉛製給水管改修工事に係る同意書を徴取し、工期内に鉛管の改修を行なうこと。

第 4 章 道路復旧工事

(準備工)

第 1 条 舗装開始は、路床面の不陸を整正した後、着手すること。

- 2 消火栓、各弁室、人孔、縁石等舗装と接触する部分は、あらかじめ入念に清掃し、舗装の切断面は整正し、清掃しておくこと。

(路盤工)

第 2 条 路盤工一般

- (1) 路盤各層の施工に先立ち、浮石、木片、ごみ等を取除き、清掃しておくこと。
- (2) 路盤の締固めは、路床、路盤材料及び使用機器の種類などに応じて適当な含水量で行い、所定の締固め度が得られるまで十分転圧すること。なお、盤面は規定の高さに平坦に仕上げること。
- (3) 締固め作業は、縦断方向に行い、路側より開始して、逐次中央に向かって締固めを行うこと。
- (4) 各路盤の締固め後の一層の仕上り厚は、原則として表-1 によること。

表-1 一層の仕上り厚

路 盤	仕上り厚
砂路盤層	20 cm 以下
碎石マカダム層	20 "
クラッシュラン層及びクラッシュランスラグ層	20 "
粒度調整碎石層及び粒度調整スラグ層	15 "
セメント処理混物層	20 "
アスファルト処理混合物層	10 "

- (5) 締固め機械は、その通過軌跡を十分に重ね合わせるものとし、仕上げ面に浮石や結合材の過不足の箇所がないようにすること。
- (6) プライムコートを施す場合は、転圧完了後直ちに行うこと。
- (7) 路盤各層の仕上げが完了したときは、厚さの測定をすること。尚、必要に応じ平板載荷試験又は密度試験を行うこと。
- (8) 単粒度碎石、クラッシュラン、粒度調整碎石の材質・粒度は、JIS A 5001 (道路用碎石) の規格に適合するものとする。なお、使用に当たっては試料及び試験結果を監督職員に提出すること。

2 砂路盤層

- (1) 砂は、均一な厚さに敷き広げ、転圧すること。
 - (2) 砂は、2章8条(石材及び骨材)に規定する材料を使用すること。
- 3 クラッシュラン層及びクラッシュランスラグ層

(1) 路盤材料は、分離しないよう十分注意して、均一な厚さに敷均して転圧すること。

(2) クラッシュランスラグ層の場合は、転圧時に適量の散水を行うこと。

4 粒度調整碎石層及び粒度調整スラグ層

施工に当たっては、下層路盤を損傷しないよう十分注意し、均一な厚さに敷均して所定の締固め度が得られるまで転圧すること。

5 セメント処理混合物層

(1) セメント処理混合物

ア 混合物は、原則としてプラント混合方式によるものを使用すること。

イ セメントは、JIS R 5211(高炉セメント)・JIS R 5213(フライアッシュセメント)の規格に適合する風化していない新品であること。

ウ 骨材の粒度は、表-2のとおりとする。

エ 一軸圧縮強さは、特に規定する場合を除き下層路盤では0.98MPa(7日)、上層路盤では2.9MPa(7日)とする。

オ セメント処理混合物の納入に当たっては、配合・強度試験の結果等を監督職員に報告すること。

表-2 骨材の粒度

工法 ふるい目 (mm)	ふるい通過重量百分率 (%)
	セメント安定処理
53.0	100
37.5	95~100
19.0	50~100
2.36	20~60
0.075	0~15

(2) 舗設工

ア 混合物は、所定の仕上がり厚が得られるように、一様に敷均し、一層ごとに転圧すること。

イ 上下二層として施工する場合は、下層の転圧完了後、引き続き上層を施工し、同日内に2層を仕上げること。

ウ 施工継目は、在来舗装部分を垂直に切り取り、突き合わせること。

また、上層と下層は同一箇所、施工継目を設けないこと。

エ 締固め完了後は、直ちにアスファルト乳剤又はカットバックアスファルトを散布し養生すること。

5 アスファルト処理混合物層

(1) アスファルト処理混合物

ア 混合物は、原則としてミキサ容量 300kg 以上のバッチ式プラント又は連続式プラントで製造されたものであること。

イ 骨材は、粒度が表-3に示す範囲内に入るものを使用すること。

ウ 混合物は、表-4に示す基準値に合格するものであること。尚、供試体の突固め回数は両面各々50回とする。

(2) 運搬工

ア 混合物の運搬は、清浄で平滑な荷台を有するトラックによること。

イ トラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油又は溶液を薄く塗布すること。また、気象条件によっては、シート類等で混合物を覆うこと。

(3) 舗設工

ア 舗設に先立ち、下層路盤の表面を入念に清掃して、湿っている場合は乾燥させ、破損箇所があれば補修すること。また、敷均し完了後、その表面が均一な状態であるかどうかを点検してから転圧を開始すること。

イ 混合物を敷均す前に、分離を起こしたり部分的に固まったりしている混合物を使用しないこと。

表-3 骨材の粒度

ふるい目 (mm)	工法	ふるい通過重量百分率 (%)
		瀝青安定処理
53.0		100
37.5		95~100
19.0		50~100
2.36		20~60
0.075		0~10

表-4 マーシャル試験基準値

安定度 (kN)	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)	10 ~ 40
空げき率 (%)	3 ~ 12

ウ 混合物の敷均し厚さは、締固め後の厚さが所定の値になるよう調整すること。

エ 敷均らしたときの混合物の温度は、原則として110℃以上を標準とする。

オ 施工継目は、十分締固めて密着させ、平坦に仕上げること。

また、上層と下層は同一箇所施工継目を設けないこと。

カ 混合物の接着すべき縁石、マンホール等の側面及び既設接合部は、瀝青材を一様に薄く塗布すること。

キ 締固めには、所定の締固め度が得られるよう、掘削幅に適合しかつ重量の大きな転圧ローラを使用すること。尚、縁部等ローラのきかない箇所はタンパー等で十分締固めて仕上げること。

(表層工)

第3条 表層工一般

- (1) 舗設は、晴天時を選んで行い、低温時における施工は原則として避けること。
- (2) 舗設に先立ち、路盤又は表層の表面を入念に清掃すること。
- (3) 路盤面又は表層表面は、損傷しないように注意して施工すること。
- (4) 各層の仕上げが終わったときは、厚み、すり付け等の点検を行うこと。
- (5) 交通開放する場合は、監督職員の指示によること。特に、表層工での交通開放に当たっては、安全対策に十分留意するとともに交通開放後も常時巡回し、欠陥を生じた場合は、速やかに復旧すること。

(歩道コンクリート平板舗装工)

第4条 敷砂は、所定の厚さに敷均し、十分転圧をし、平板張立て前に適当に散水すること。

- 2 平板の配列、目地幅、目地の通り、高さ等は、在来路面にならい、所定の勾配とし、段差、くぼみがないよう安定よく平坦に張り立てること。
- 3 場所打ちコンクリートを必要とする歩道上のマンホール付近、巻込み部分、異形部分は、平板と同程度のコンクリートを使用し、化粧目地は平板目地にならい舗装が一体となるよう仕上げること。

(砂利道)

第5条 路床の埋戻しが所定の厚さに達したとき、クラッシャーラン、粒度調整砕石等を敷均し、十分転圧すること。

第 5 章 安全管理

(一般事項)

第 1 条 工事施工中は、各関係官公署の許可ならびに関係法令を守ること。

2 受注者は、この契約に関する施工計画書の安全管理の項に従い、工事施工中、常に工事関係者全員に安全管理について周知徹底させ、災害の防止に努めなければならない。

3 「建設業の許可票」、「労災保険関係成立票」、「建退共加入者証」等、関係法令規則等に則り工事現場に掲示すること。(様式-4)

(安全管理体制)

第 2 条 安全管理に関する事項の周知徹底を図り、また日常の活動を円滑に運ぶために、安全管理組織を定めること。なお、指令、命令は末端作業員にまでいきわたるようにしなければならない。

(安全教育)

第 3 条 受注者は、工事関係者に安全教育を行い、安全管理に対する認識の向上を図るものとする。(住民への広報)

第 4 条 災害発生時、あるいは災害の発生の恐れを生じた場合は、監督職員の指示を受け、受注者は直ちに付近住民に対して広報活動及び避難誘導等の措置をとらなければならない。

(安全管理パトロール)

第 5 条 工事現場の安全管理パトロールは現場関係者の他、会社組織によって必ず、相互に協調して事故防止につとめること。

2 安全管理パトロールに関して、監督職員から報告書の提出を求めることがある。

(材料置場)

第 6 条 材料置場には、工事関係者以外の者が立ち入らないよう、柵、塀の類で囲いをし、注意をはらうこと。

2 ダクタイトル管、異形管、路面覆工材等本工事に使用する資材の集積は、十分な安全性を以て行うこと。また、使用にあたり、路上に一時仮置しておく場合は、転倒または移動しないよう設置し、適正に管理しなければならない。

(夜間照明)

第 7 条 掘削箇所、工事用機器の設置箇所には別記「保安施設の設置基準」に基づいて十分な夜間照明を行うこと。

(交通安全一般)

第 8 条 受注者は、所轄警察署長による道路使用許可条件及び別記「保安施設の設置基準」について、末端作業員を含めた本工事関係者全員に周知徹底しなければならない。

(保安施設)

第 9 条 保安施設の設置要領及びこれに使用する保安施設は、別記「保安施設の設置基準」によらなければならない。なお、これによることが困難である場合は、発注者及び関係先の指示によるものとする。

- 2 保安施設の点検は、設置直後は勿論、工事施工中においても常に行うこと。また、保安施設の損傷したものは、速やかに修復または、取り替えなければならない。
- 3 保安施設は作業時間外または降雨時その他の理由で作業中止等においても点検を怠らないこと。
(通学路)

第10条 本工事が学校通学路にあたる場合は、事前に発注者とよく協議を行い、通学路の安全確保に努めなければならない。

- 2 通学路には、必要に応じて固定式の保安柵を備え、通学時には適宜交通誘導員を配置すること。
(迂回路)

第11条 道路使用許可条件に基づいて、諸車を迂回させる場合は、迂回路補助表示板を配置し、常に車の流れが円滑になるよう努めなければならない。

- 2 迂回路にあたる道路は、監督職員の指示に基づいて、受注者において維持補修をおこなうこと。
(住民への広報作成例)

第12条 受注者は、工事着手前に道路利用者及び沿道住民に工事協力要請文を明記した広告（水道工事のお知らせ、水道工事跡舗装工事のお知らせ）の戸別配付（直接配布）を行うこと。（様式－1）

- 2 受注者は、工事現場に道路利用者及び沿道住民に十分周知できるような大きさと、協力要請文を明記した協力お願い板を設置しなければならない。（様式－2～3）
- 3 水道工事のお知らせは、着手前までに配布すること。

水道工事のお知らせ

平素皆様方におかれましては、本市上下水道事業にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、下記にお示しさせて頂いております〇〇地内におきまして、水道管の入れ替え工事を行う事となりました。

工事期間中、近隣の皆様方には、何かとご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区配水管布設替工事

工事期間 自 令和〇年〇月〇日
 至 令和〇年〇月〇日（内〇日間程度）

工事時間 9:00 ～ 17:00 （雨天順延）

- ※断水時には、前もってお知らせ致します。
- 尚、突発事故の場合等は、この限りではございません。
- ※作業員が午前9時頃に「ゴミ収集場所」からゴミの移動を行う場合がございます。
- ※作業については万全を期して行いますが、水道水に濁り等が発生する場合がありますので、何かお気づきの点がございましたら下記までご連絡お願い致します。

発注者 寝屋川市上下水道局水道事業課
 （直通）072-820-0036
 （代表）072-824-1181（内線2777）
 担当者 ^{マルマル} 〇〇

施工業者 株式会社^{マルマル} 〇〇 000-000-0000
 現場代理人 ^{マルマル} 〇〇
 担当者 ^{マルマル} 〇〇 000-000-0000

工事場所

位置図貼り付け

水道工事跡舗装工事のお知らせ

平素皆様方におかれましては、本市上下水道事業にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、下記にお示しさせて頂いております〇〇地内におきまして、水道工事跡舗装工事を行う事となりました。

工事期間中、近隣の皆様方には、何かとご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

工事名 〇〇〇〇〇〇〇工事跡舗装工事

工事期間 自 令和〇年〇月〇日
至 令和〇年〇月〇日（内〇日間程度）

工事時間 9:00 ～ 17:00 （雨天順延）

※作業員が午前9時頃に「ゴミ収集場所」からゴミの移動を行う場合がございます。

※作業については万全を期して行いますが、何かお気づきの点がございましたら下記までご連絡お願いいたします。

発注者 寝屋川市上下水道局水道事業課
（直通）072-820-0036
（代表）072-824-1181（内線2777）
担当者 ^{マルマル}〇〇

施工業者 株式会社^{マルマル}〇〇 000-000-0000
現場代理人 ^{マルマル}〇〇
担当者 ^{マルマル}〇〇 000-000-0000

工事場所

位置図貼り付け

様式 - 2

協 力 お 願 い 板

		90cm程度					
180cm程度	を	し	月	こ	を	水	
	お	ば	○	の	お	道	
	願	ら	○	工	か	工	お
	し	く	日	事	け	事	
	ま	の	に	は	し	の	
	す	ご	完	令	て	た	願
	辛	成	和	お	め		
	抱	し	○	り	大		
	と	ま	○	ま	変	い	
	ご	す	年	す	ご		
協	の	○	が	迷			
力	で	○	'	惑			
施工 ○○建設株式会社 責任者 ○○○○ TEL(○○)○○○-○○○ 発注者 寝屋川市上下水道局 TEL()							

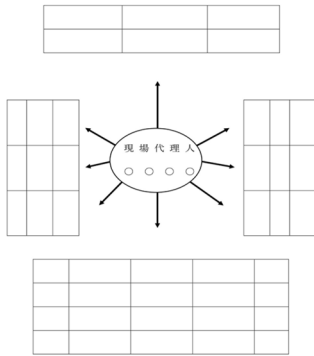
現場への提示文

この建設工事の下請負人となり、その請負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施工規則（昭和24年建設省第14号）第14条の4第1項に規定する再下請通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇〇〇 株式会社

← 再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示

緊急時の体制及び対応



← 緊急連絡表

石綿に関する事前調査の結果について

土壌汚染防止法第18条の1第4項、土壌汚染防止規則の第6条第4項、環境影響評価法第3条及び建設物の関係等の位置での労働者の接触に基づく施設としての建設による事前調査の結果を以下のとおりお知らせします。

事業場・建設工事の名称	建設物の種類	調査終了年月日
調査方法（調査箇所）		
調査結果	石綿の使用 有り・無し・みなし [※]	
石綿の種類及び含有率		石綿含有建築材料の種類

当該工事の施工事業者：
事前調査者氏名及び所属：

← 石綿に関する事前調査の結果について

再生資源利用計画書（環境編付用）

品名	数量	単価	合計	削減率	削減率	削減率	削減率	削減率	削減率
...

← 再生資源利用計画書

再生資源利用促進計画書（環境編付用）

品名	数量	単価	合計	削減率	削減率	削減率	削減率	削減率	削減率
...

← 再生資源利用促進計画書

保安施設の設置基準

名 称	様式	設 置 基 準
工事標示板	5	道路工事を行う場合、工事現場の両端に設置する。
う回路標準板	6	道路工事等の施工に伴い、迂回路を必要とする場合、保安施設等の設置図例(5)により設置する。
う回路補助標準板	7	
工事予告標準板	8	道路管理者以外の者が道路工事を施工する場合で、工事現場の所在を通行者にあらかじめ周知する必要がある場合、工事現場の約100m前方に設置する。
保安さく	9	道路工事の現場の両端に設置する。 掘削の深さが路面より1.5m未満の場合もしくは1.5m以上であっても比較的危険の少ない場合、工事現場の周囲に設置する。
注意灯	10	緊急・応急または軽易な道路工事または作業を行う場合、工事現場両側に設置する。 夜間に工事を施工し、交通開放できない場合、夜間150m以上の距離から確認できる10ワット以上の点滅赤色灯を工事現場の両側に設置する。
回転灯	11	夜間に工事もしくは作業を施工し、または夜間に交通開放できない場合、夜間200m以上の距離から確認できる40ワット以上の黄色回転灯をその両端に設置する。
ラバーコーン	12	工事現場で中央線・車両誘導線・歩車道等
カラーコーン	13	界線等が必要な場合に設置する。
方向指示板	14	工事現場の前面・側面等に車道誘導のため設置する。

照 明 灯	特 に な し	<p>夜間に工事を施工し、または夜間に交通開放できない場合、次の基準により設置する。ただし、工事現場付近に電源がない場合は、保安さく（様式9の黄色部分を全面反射性に替えたもの。）を設置してこれに替えることができる。</p> <p>(1) 工事現場の両端及び特に危険な工事現場に300ワット以上。</p> <p>(2) 工事現場が長区間にわたる場合は、当工事現場側方に30メートル間隔で200ワット以上。</p> <p>(3) 工事標示板（様式5）の前面に100ワット以上。</p>
-------	------------------	--

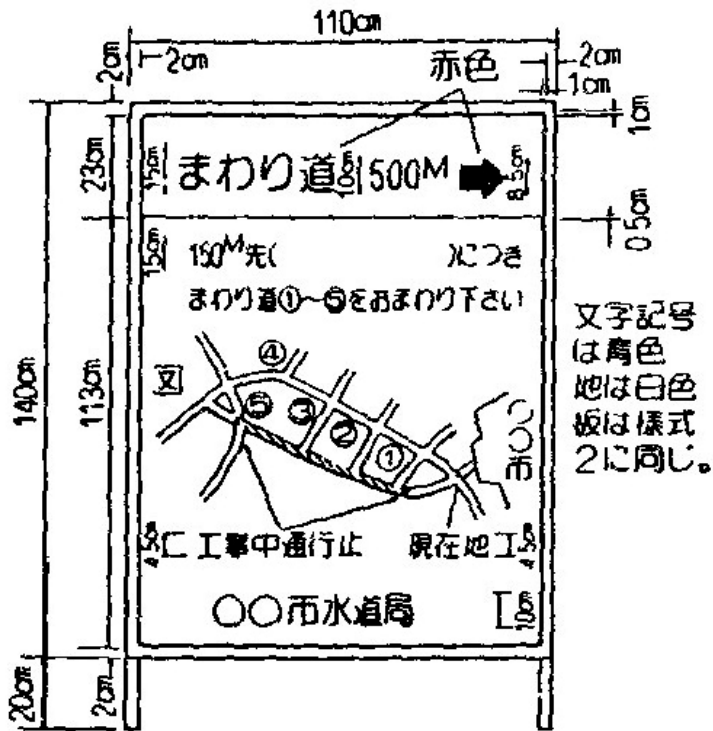
工事表示板(標準例)



工事表示板(標準例)



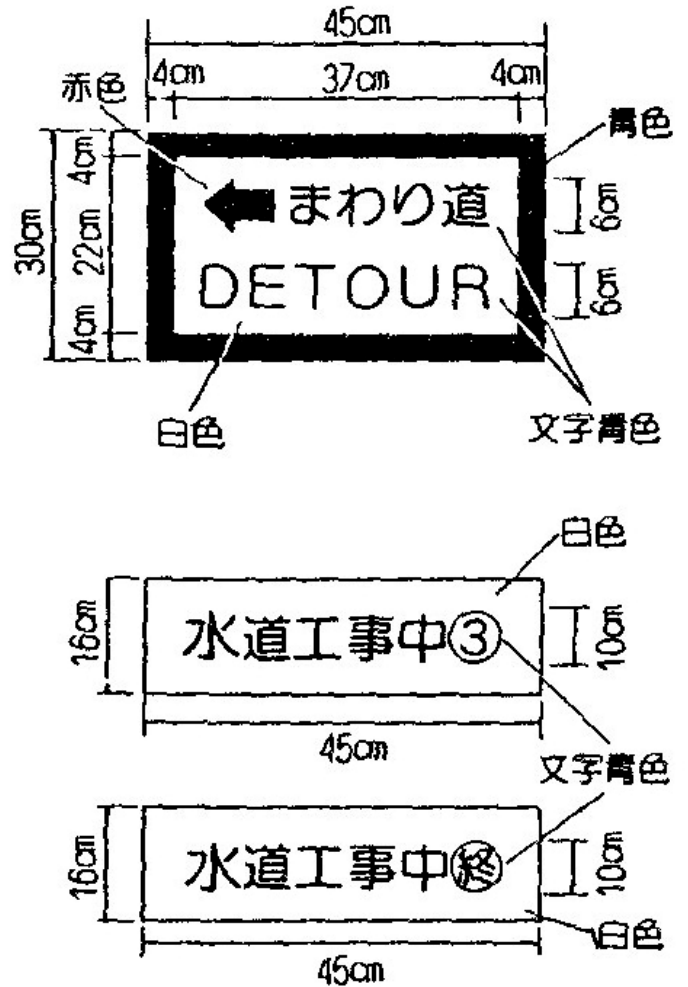
様式-6 迂回路標示



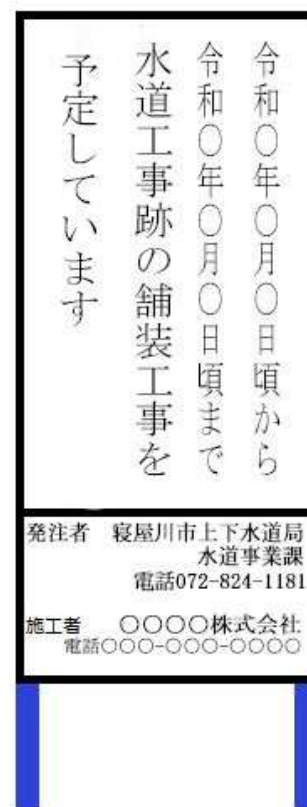
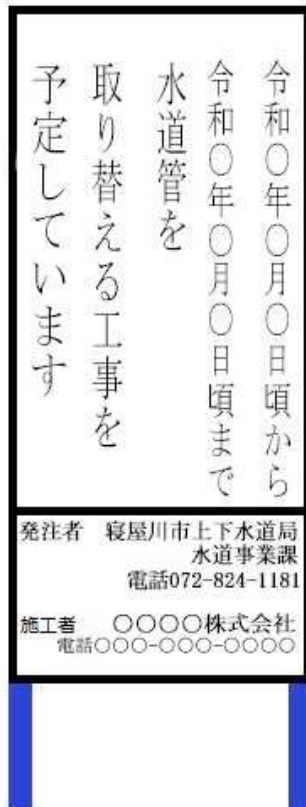
文字記号
は青色
地は白色
板は様式
2に同じ。

- 注： 1 上部枠内の「まわり道 500m➡」
は、反射性とすること。
2 水道、舗装復旧工事等と記載するこ
と。

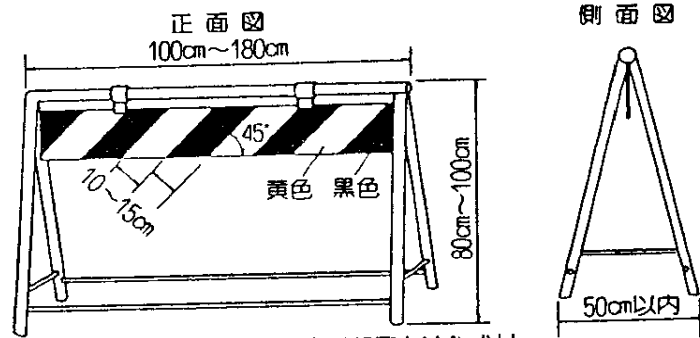
様式-7 迂回路補助標示



様式-8 工事予告標示

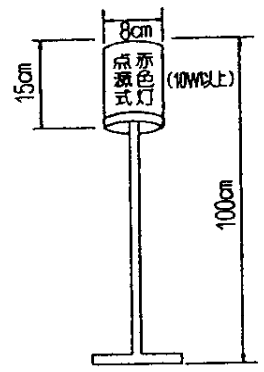


様式-9 保安さく



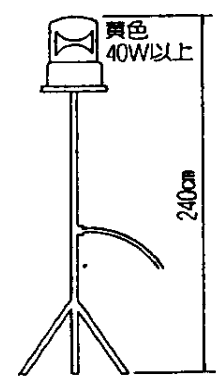
- 注. 1 地上80cmにおける水平転倒力は4kg以上
 2 横板は、風圧による抵抗を少なくするため固定しないこと。

様式-10 注意灯



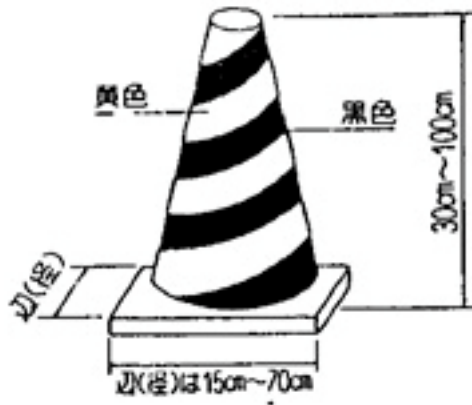
注 灯器の大きさ、高さ、光度等がこれと同等以上の効果があるものについては、この規格によらないことができる。

様式-11 回転灯

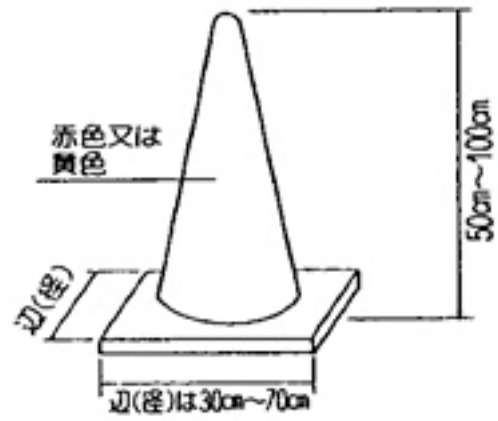


注： 灯器の大きさ、光度等がこれと同等以上の効果のあるものについては、この規格によらないことができる。

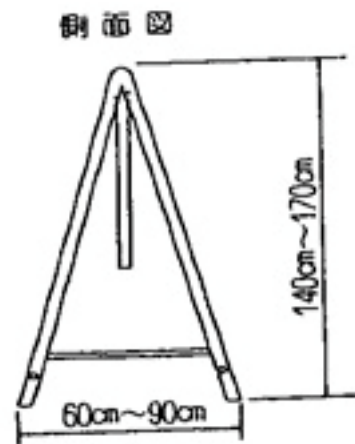
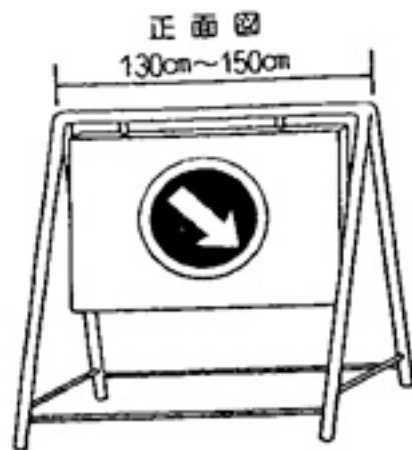
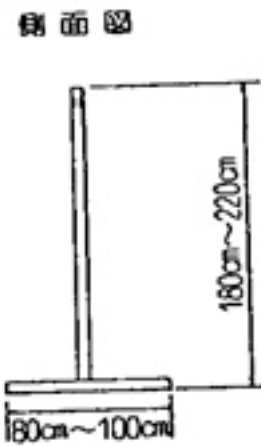
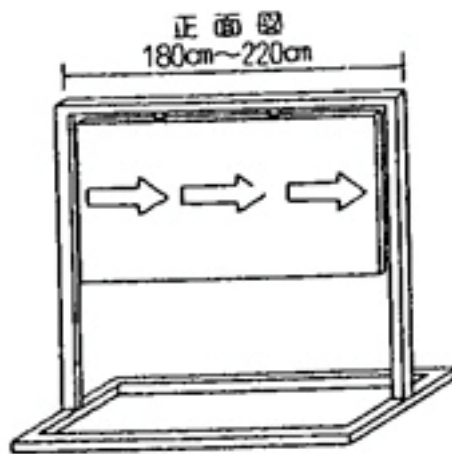
様式-12 ラバーコーン



様式-13 カラーコーン

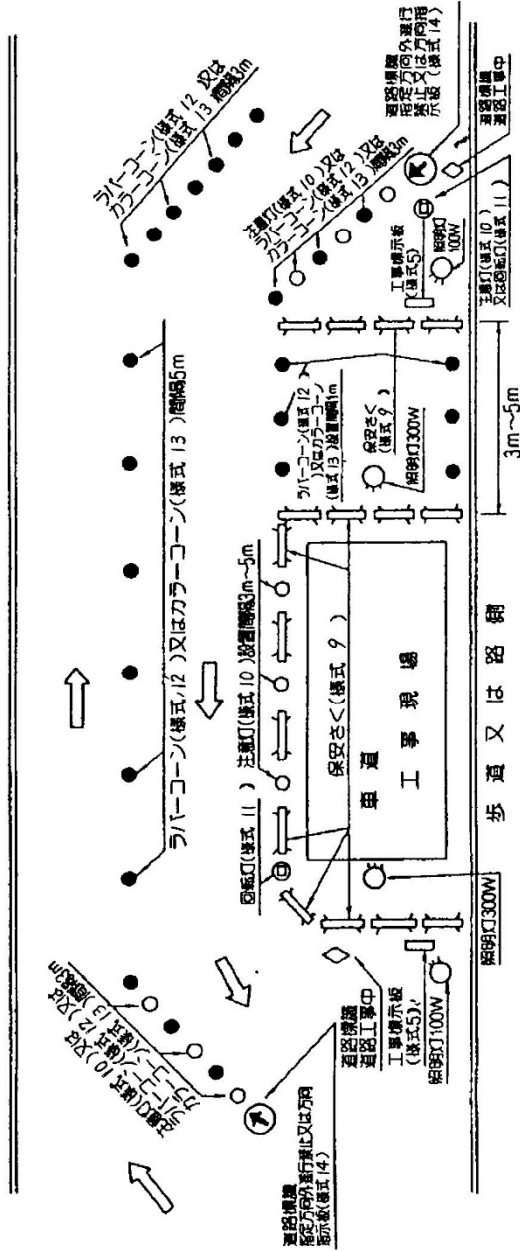


様式-14 方向指示板



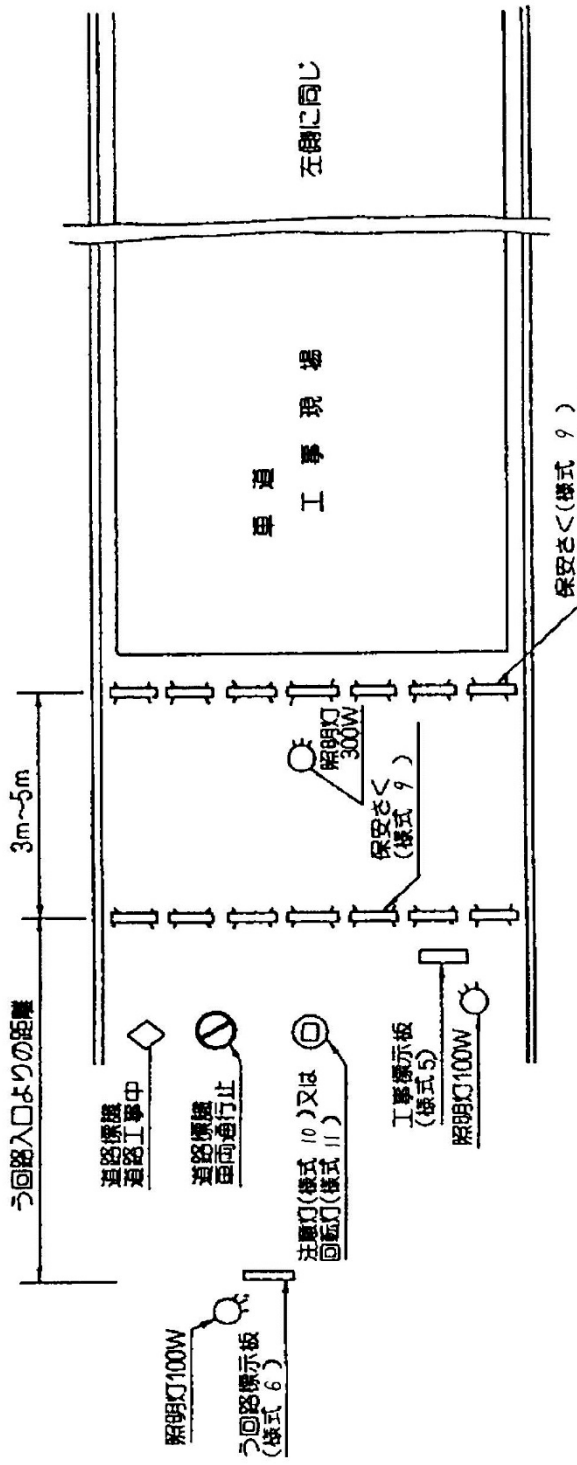
保安施設等の設置図例

(1) 片側が歩道又は路側に接近する場合



- (注) 1 電柱、街路樹等を利用してロープを張る。
 2 歩行者等の多い場所は、必要に応じて保安さく又は注意灯を設ける。
 3 路側沿道の出入りがあるときは、張り板等(幅1m以上)を置き、必要な保安施設を設ける。

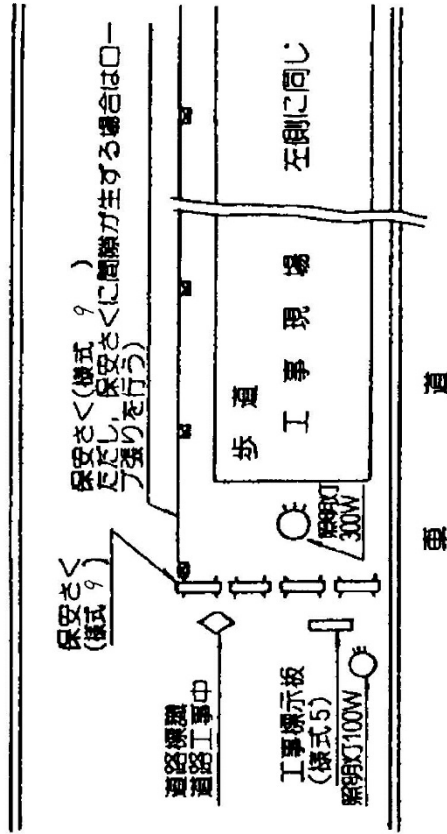
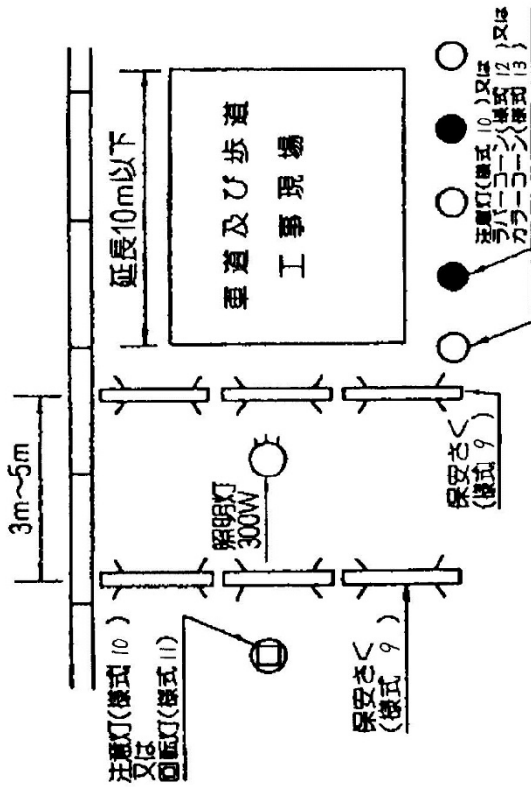
(2) 通行止の場合



- (注) 1 車両通行止、二輪自動車以外の自動車通行止の場合は、片道又は両側面に保安さく(型式 9)を必要とする。
 2 う回路標示は、これ以外に道路標識規制予告又は様式の工事予告標示板をう回路手の交差点等に設置する。

(3) 小面積補修又は復旧工事の場合

(4) 歩道工事の場合



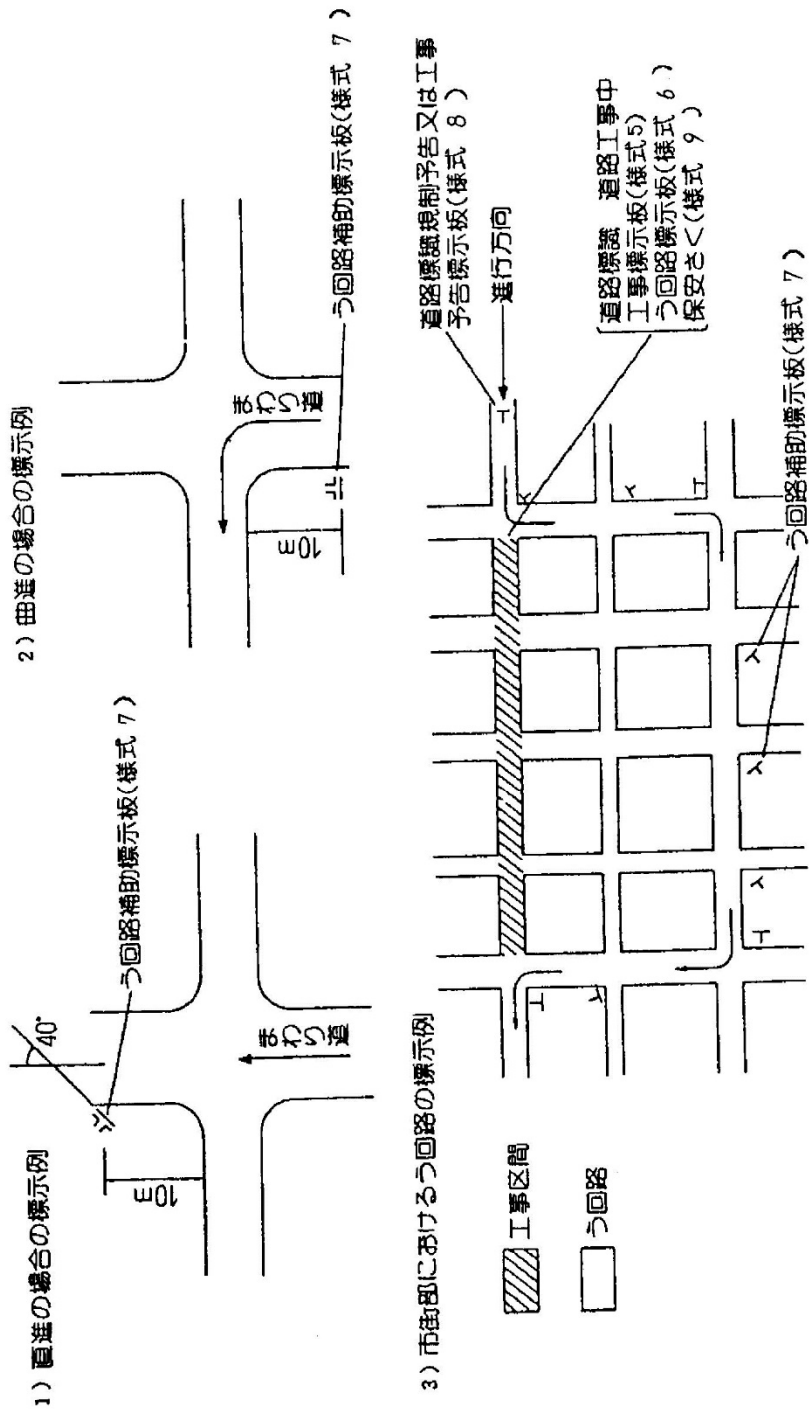
(注) 1 工事現場が車道中央部にかかる場合は、反対側も保安さく及び注意灯を設置する。

2 夜間工事中の照明灯は、工所用照明に代えることができる。

3 電源をとることが困難な場所又は在来路面との高低差が15cm以内の表層施工前や、コンクリート養生中等については、注意灯、照明灯に代えて様式9の保安さく(先端反射性)を使用することができる。ただし、この場合様式9の保安さくは、黄色部分を全面反射性とする。

4 主要幹線道路及び交通の頻繁な道路においては、車両誘導線の設定は、(1)に準じて行うこと。

(6) う回路を設置する場合



[別記3]

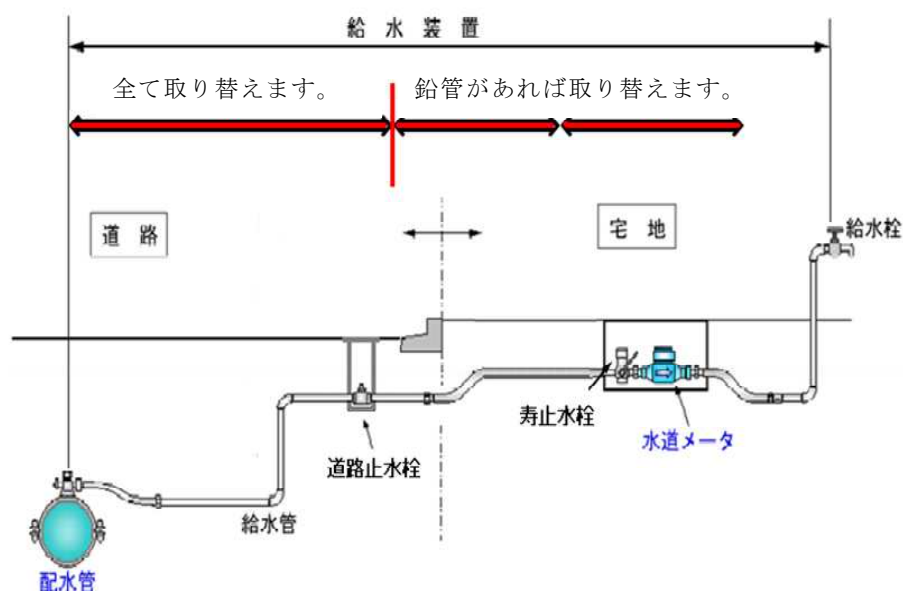
各位

給水管に使用されている鉛管の改修について

寝屋川市上下水道局 水道事業課

日頃は、寝屋川市水道事業にご協力いただきましてありがとうございます。

この度、当地域で行います水道工事に伴う給水管工事において、道路境界から水道メーターまでの間に鉛管が使用されていると判明し、施工条件に同意をいただけた場合には水道メーターまわりまでを硬質塩化ビニル管に取替えます。なお、施工に同意していただける場合は、業務を円滑に進めるために上下水道局から提示いたします同意書に記入していただけます様、よろしくお願いたします。



(鉛管について)

寝屋川市では昭和 63 年まで給水管として使用していたため、それ以前に埋設された給水管には鉛管が使用されている可能性があります。

水道水への鉛成分の影響は、通常使用されている場合は問題ありません。しかし、長期間使用されていなかった場合は、給水管内の水道水に鉛成分が溶け出している可能性がありますので、バケツ 1 杯分程度は飲料水以外に使用していただくように広報紙等で情報提供を行っています。

鉛製給水管改修工事に係る同意書

令和 年 月 日

寝屋川市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 前田 憲司 様

(同意者) 住 所
氏 名

施 工 場 所	寝屋川市 町 番 号
水 栓 番 号	

私が所有する給水管の鉛管使用部分の改修工事について、次の各項目に同意します。

1. 改修工事に伴い、宅地内の掘削を行うこと。
2. 宅地内の修復については、工事によって取り壊した部分のモルタルによる復旧のみとすること。
3. 鉛管の改修範囲は、給水管の取り出し部分から水道メーターまわりまでとすること。
4. 物置、植木など工事の施工に支障となるものがある場合は、協議の上、当該物件を施工前に移動すること。
5. 改修工事に伴い不要となる管及び止水栓等の撤去及び処理については一任すること。
6. 後日、利害関係人等から異議申し出があった場合は、同意者において解決すること。

(様式3)

鉛製給水管改修 未着手調書

工事名 : _____

請負業者 : _____

氏名	住所	同意が得られない理由	確認日時	確認者
*****	**町1-1	タイルの復旧	*/** *:*	* ** * ** *
#####	#####町2-2	所有者不明	##/## #: #	## ## ## #

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、請負契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正管理)

第2条 受注者は請負契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、請負契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。請負契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第4条 受注者は、請負契約による事務に従事している者に対し、次の各号に掲げる個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても、請負契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
- (2) 作業場所から個人情報を無断で持ち出してはならないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要と認めること。

(収集の制限)

第5条 受注者は、請負契約による事務を行うために個人情報を収集するときには、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6条 受注者は、請負契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、請負契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、請負契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に当該事務を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 受注者は、請負契約による事務を処理するために、発注者から提供

を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を嚴重に保管し、請負契約が完了、その他の理由により終了し、又は解除された場合は、直ちに発注者に返還し、若しくは引渡し、又は廃棄し、消去する等（以下「返還等」という。）しなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し返還等を行ったことを書面で報告するものとする。

（事故発生時の報告）

第10条 受注者は、請負契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。請負契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 請負契約により取り扱う個人情報について、受注者又は再委託先等の責めに帰すべき理由による漏えい、滅失又はき損等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認めるとき。